本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。

⑨ 依嘱製作に関する規程の改正

昭和五年八月、依嘱製作に関する規程が次のように改正された。

物品製作依賴書

一一八四十二

但仕様書、図面別紙ノ通

此製作代金〔空白〕

右貴校物品製作依頼者心得承知ノ上製作方及御依頼候也

氏名 [空白]

昭和 年 月 日

東京美術学校長正木直彦殿

物品製作依頼者心得

ノハ便宜数回ニ分納セシムルコトアルヘシ 但製作代金多額ニ上リ且ツ竣功期日迄ニ多日子ヲ要スルモシ 但製作代金ハ前納トシ物品製作依頼書提出ノ際之ヲ納付スヘ

製作物品竣成ノ上ハ本校ヨリ其旨ヲ依頼者ニ通知シ特別ノ契約 天災其他抗拒スヘカラサル事故ニ依リ本校ニ於テ工事ヲ継續ス 納付済 ナキ限リハ本校内ニ於テ之ヲ引渡スモノトス 損傷シ回復スルニ製作代金ノ十分ノ二以上ノ増費ヲ要スルトキ 金額ヲ控除シタル残額及ヒ工事ニ使用シタル現存材料ヲ依頼者 使用シタル現存材料ハ依頼者ニ引渡スモノト 之ヲ依頼者ニ返付シテ契約ヲ解除セシムルコトヲ得 物品製作中依頼者ニ於テ止ムヲ得サル事由アリテ中止解約ヲ申 ハ其十分ノニヲ超過スルトコロノ金額ハ依頼者ノ負担トス ニ引渡シ他ニ責任ヲ負ハス ルコト能ハサルトキハ既納ノ金額ノ内ヨリ既ニ工事ニ要シタル 出ツルトキハ既納ノ金額ト既ニ工事ニ要シタル金額トヲ相殺シ ノ金額ニ不足アルトキハ之ヲ追徴シ過剰ヲ生スルトキハ 若シ同上ノ事故ニョリ製作中之ヲ 但工事

(「至年本校内規及取扱決議書類」)

帝国議会議事堂装飾の依嘱製作

10

及乾漆、 た。 境ブロンズ枠及扉、 正面玄関ブロンズ枠及扉、 の帝国議会議事堂(今の国会議事堂。昭和十一年完成) ンズ枠及扉の鋳造製作と取付工事、 昭和五年から六年にかけて、本校は大蔵省営繕管財局より新築中 蒔絵を依頼され、 貴衆両院ブロンズ枠及扉、 近年にない大規模な依嘱製作を行 正面内部ブロンズ両側扉、 議院本館便殿及皇族室の漆塗 議院本館大臣室外ブ 中央帝室広間 の議院本館 ts

鋳造部門は昭和四年十一月、大蔵省営繕管財局より議院本館各扉

張して地金合金調製及び施工の打合せ等に数カ月を費した。 作成するよう依頼があり、 し大蔵省に 参酌して、 鈴木清がアメリカのペンブラス工場製作法及びゴーハム製作法等を の完成完美を尽すことを期し、 製造は調査の結果、 ズが本工事所要の目 提出、 工作仕様書及び鋳銅と延銅の材料合金の標準基率を推定 その後本校 大阪府の住友伸銅鋼管株式会社製材アートブ 的に該当することになり、 正木直彦校長の指示のもとに津田信夫と への依嘱が正式に決定した。 本校工作法に準拠してその仕様書を 津田が大阪に出 材料合金 翌五年



議事堂扉のうち中央玄関側面 入口扉 (衆議院憲政記念館提供)



議院本館中央広間境扉製作記 念 (『東京美術学校校友会月報』 第30巻第4号より転載)

嘱託として玉置圭一と神崎孝作を採用し、 付工事に関する公式委託書が本校に到着。 主任を津田信夫に、 「銅工作に関する詳細なる経過及び施工実況」 本依嘱製作準備に着手し、 月二十三日、 鋳造については鈴木清の報告書 数百人に昇る仕上師のまとめ役に赤祖父常次郎を雇った。 大蔵省より議院本館各ブロンズ扉及び枠製作及び取 担任を鈴木清に命じた。外に臨時依嘱製作事務 五月二十八日付で正木校長より本製作 「本校の依嘱を受けたる新議院用 その翌二十四日より公式 製作助手に大久保覚造を (『東京美術学校校友会

Ħ.



議事堂内便殿 (同前)

様の下請発注と作業の進め方等にわたって詳しく記されている。用と大蔵省支配の模型に準拠した原型製作、各部の構造と製作、文工作場三棟(工芸部の西裏)の建設、津田信夫の谷中工場の臨時借月報』第三十巻第四号)に展延用材料合金の製造、工作図作成、臨時

昭和六年には人員約三百人が議事堂と本校の工場との両方でその 完成を急いだ。総監督の津田信夫は、毎日出勤して一切の責任の下 完成を急いだ。総監督の津田信夫は、毎日出勤して一切の責任の下 完成を急いだ。総監督の津田信夫は、毎日出勤して一切の責任の下

和議院を飾る素晴らしい大扉

堂建築報告書』には次のように紹介されている。 なお、昭和十三年に大蔵省営繕管財局が編纂した『帝国議会議事

度に合金して內約七、 數の製品を國産を以て製作せん爲、 好んで輸入品を使用せる狀況なりしも、 に於ては材質の均等を期する爲全使用見込量約八、 る協力に依りて見事なる美術的扉を完成するを得たり。 なる扉は特に東京美術學校に之が製作を依囑し、幸に其の熱心な 各玄關出入口扉、 施工當時ブロンズ扉は我國に確實なる製品なく、 各所透金物に數多のブロンズ製品を使用 ○○○貫を實際に使用せり。 中央玄關、 本建築に於ては、 兩院玄關等の主要 000貫を一 大建築には 其の多 世

正面出入口のブロンズ製作は、『帝国議会議事堂建築の概要』(昭和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三和十一年十一月、大蔵省営護団は、『帝国議会議事堂建築の概要』(昭和十一年十一月、大蔵省営繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三本)と、高さ十三尺(三本)に、高さ十三尺(三本)に、「本の)に、い

芸』(第十四巻第十一号。昭和十一年十二月)に談話を寄せている。一點の寄贈をして工藝品を飾り中味を造る運動をしたい」と『汎工中味のない狀態であるから、日本工藝美術會が主唱して會員が一人帝國のものであると同時に吾々のものである。入れ物ばかり立派で『教作担当主任の津田信夫は、帝国議会議事堂竣工後、「議事堂は、

制度確立期 474

悟一らが担当し、磯矢陽らが試作のために雇われた。 ては報告書が現存せず、製作の詳細が不明である。六角紫水(製作 主任)、松田権六(製作担当)、山崎覚太郎(同)、吉野富雄、 漆工部門は便殿の装飾を中心とするものであったが、これについ 沢

「大蔵省依嘱漆塗装工参考書類綴」(本学蔵) によると十 二月 十七 昭和五年十一月十六日より議院本館第一回漆塗装工事が始まり、 製作に先立って正木校長は次のように指示した。

十二月十七日學校長ョリ 御話

工科割合ヲ分担スル

経理上ノコトニ付テハ嚴格ノ方法ヲ守リ手続ヲ省畧セサルコ

凡テ直営トスルコト 請負ニセサル 7 1

材料ノ買入等要求ノ條件ヲ嚴ニシ其等範囲ヲ 極メテ購入スル

納入ノ際ハ必ス検査ヲ受ケシメ信用ノアル商人ヨ リ公ニ購入ス

ル

材料ノ受払ヲ嚴ニスルコ

材料 ノ使用ニ付テハ嚴重ノ監督スルコ

凡テ経理ノコトニ付テ會計 へ申込ムコ

世ノ疑惑ヲ招カヌ様嚴重ニス ルコ

沢口兩先生ハ御相談ニ預ルコ

執務ノ時間外ニ働キテ貰フコ

職工ノ傭入レニ 情實的ニ走ラス適当ノ者ヲ傭入レ ノコ

> 凡テノ督括的ニ御指示シ經理上ノコトハ會計ニ任セ其他ノ先生 六角先生

ハ一般工事ノ監督ヲ充分勵行スル

セシムルコト 經理ノ上技術ノ上世間ヨリ一点ノ批難ヲ受ケズ成績良好 竣

、工事ノ予定ヲ定メ皆サンテ其功程表ヲ作リ期間通リ必ス竣功 セシムルコト

スルコト 漆ノ購入ニ付テハ検査スル トカ何等カ適當ノ方法 = ヨリ 協議

のように記されている。

ts

お

前掲『帝国議会議事堂建築報告書』に塗装工事について次

べし。 就中特筆すべきは便殿及皇族室に使用せる漆塗 及議場に施せる摺漆塗にして之等は全く劃期的のものと稱す 並 に乾

復興の熱意に感激、 東京美術學校に其の施行を依囑せり。 的大建築物に採用せるものなり。 甚だ優れたる點多きを以て、國產技術尊重の立場よりも之を近代 れ勝ちの狀態なりき。然れ共之等の手法は其の美觀上又耐久上、 に其の使用を限られ、尚且外來の新手法に壓倒されて漸く忘れら 元來之等は我國固有の塗裝工法なれ共、近來僅に小工藝品のみ 斯くして我國固有の美術工藝の最高技術の一を示すものを以 非常なる努力を以て見事之を完成 せしめた 而して漆塗及乾漆、 美術學校に於ては國產技術 蒔繪は特に

堂の漆工」と題して、 年八月、『汎工芸』 に便殿、 終了の昭和六年十一月二十五日までに完成された。 決懸部及び小壁四分一木の金粉仕上げ、 約百貫目ときく、 に一百余人のものが、 は第三回漆塗装工事として昭和六年九月五日から十月二十九日まで りを施した。ここまでの経費は七万千百四十円が計上され、 回では便殿出入口扉落子の蒔絵及び螺鈿、 第一回では便殿の彫刻部の乾漆施工、出入口扉の框の溜蠟色艶消涂 十一月二十五日まで)の議院本館漆塗装工事仕様書抜粋によると り同六年九月三十日まで)と第二回 って仕事をしており、 可 皇族室の乾漆部を除く木部見え掛り全部(四分一木共)の漆塗 全部四部幅で、 落子の蒔絵 『報告書』 前記以外木部見え掛り全部(四分一木共)の漆塗り、 皇族室、 に収録されている第 (下塗りまで)、 と報じた 床周囲寄木の摺漆を行なった記録がある。 (第九巻第八号)は、「完成期にある帝 國 新 これに用いる金粉だけでも一貫目を要し、 柱板のカラトメンのみでも延長七千尺にあま 美術学校の工場と建設中の議事堂の内部にあ 漆工の部分に従属している職人数だけでも優 皇族室の彫刻部の乾漆施工、 一回 (昭和六年五月十三日から同 柱其他全部の金粉磨き仕上 (昭和五年十一月十六日よ カーテンボックス彫刻部 同『報告書』に 昭和六 第二回 漆は 議事 天井 第二

蚜金と漆工だけでも二十二万円を計上する工事となった。

五日)。『東京美術学校校友会月報』第二十九巻第六号には次の報告昭和五年十一月、文部省図画講習会が本校で開かれた(発会式は

文部省講習會に對する所感

書が掲載されている。

意を用ゐたり。 化、二に地方的適應、三に內容の充實、四に面目一新と云ふ事に化、二に地方的適應、三に內容の充實、四に面目一新と云ふ事に一、時代の要求が其何れにあるかを洞察し、一に圖 畫 の 實 際

員實際の要求に努む。

「ママ」
で、從來は其期間約三分の二を講義に三分の一を實習に費した

講演も亦圖畫の實際化に結びつけ得べきものを選定せり。一、「圖案としての繪畫」及び「構成とは」の如き題下に、其一、版畫の一種としてエッチングを加へ實際の實習を示せり。習も最近稀れなる事なり。

(11)